



オーストラリアにおける児童・青少年保護を目的とする インターネット上の違法・有害情報対策

KDDI総研 制度・政策G 研究主査 藤崎 太郎

1 はじめに

現在、わが国をはじめ^①、米国、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国等の諸外国において、インターネット上に氾濫する違法・有害情報^②から児童・青少年を保護するための様々な対策が検討・実施されている。

これら諸外国における違法・有害情報対策は、その国の歴史、文化、法制度等の影響により差異はあるものの、取組み全体としては、立法、行政機関による規制活動、通信事業者・ISP等の事業者による自主的規制、NGO（非政府組織）による活動等を中心とする総合的なアプローチがなされている点で共通しているといえる^③。

この点、オーストラリアは、たとえば、1997年7月のOECD会合、同年10月の



^①（脚注1）たとえば、総務省は「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」において、インターネット上の違法・有害情報からの青少年保護を目的とする青少年に向けたフィルタリングの更なる導入促進、ISP等による削除等の措置の支援、インターネットリテラシーの普及啓発等の総合的な対応について検討を行っている。
（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_illegal/index.html）

^②（脚注2）違法な情報とは、「法令に違反したり、他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したりする情報」をいい、有害な情報とは、「違法な情報ではないが、公共安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報や特定の者にとって有害と受け止められる情報」をいう。（出典）総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会最終報告書」（2006.8）

^③（脚注3）（参照）総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する欧州の状況について」（2008.4）等

UNESCO会合において、現在の青少年保護の取組みにつながる具体的提案（ISPによる自主規制の構築、不適切なコンテンツへのアクセス防止技術の活用推進、ホットラインの創設、コミュニティ教育の推進等）等により^{④（脚注1）}、国際的な協力活動を展開するとともに、1999年には、インターネット上のコンテンツを規制するための法律である「1999年放送サービス修正（オンラインサービス）法」（Broadcasting Services Amendment(Online Services) Act 1999）を制定する等、早い時期から違法・有害情報対策に取り組んでいる。

そして、インターネットの普及により児童・青少年に対する脅威が一層拡大する中、2007年11月の総選挙で11年ぶりに政権を奪回したKevin Rudd党首率いる労働党（Australian Labor Party）が、その選挙公約の一つとして、「コンピューター・ネットワーク上の安全性確保」（Labor's Plan for Cyber-safety）を掲げていたことから、同国において、違法・有害情報に対する施策が重視されていることが窺える^{④（脚注2）}。

本稿では、オーストラリアにおける児童・青少年保護を目的とするインターネット上の違法・有害情報対策に焦点を当て、同国の電気通信・放送分野の規制を担うACMA^{④（脚注3）}を中心にその動向について概観する。

2 背景

2 - 1 インターネット普及状況

オーストラリアは、インターネットが世界的に普及しはじめた1990年代後半以降、インターネット普及率に関しては常に世界の上位にランクし、現在でもその状況を維持している（【図表1】参照）。

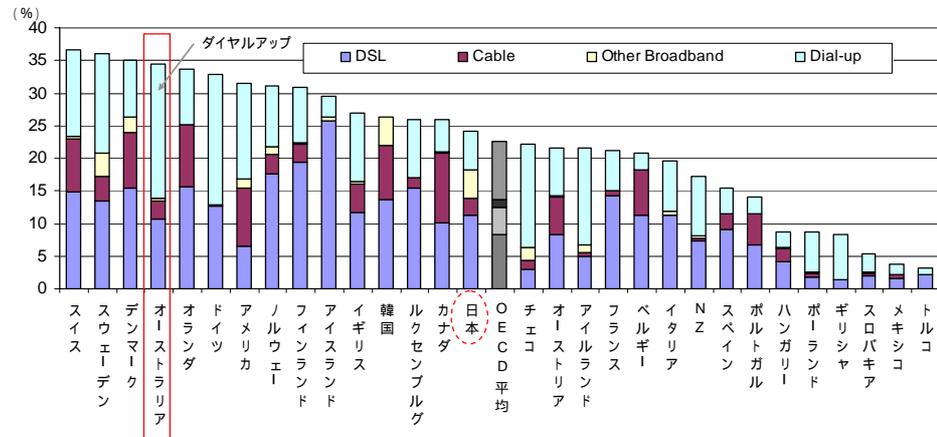


^{④（脚注1）} 総務省（旧郵政省）「インターネット上の情報流通ルールについて」（1998.1）
（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/denki/980105j601.html）

^{④（脚注2）} 新政権は、政権発足直後の2007年12月19日、旧政権の違法・有害情報対策の見直しを宣言するStatementを公表した。（<http://alp.org.au/media/1107/mscoit190.php>）

^{④（脚注3）} ACMAは、Australian Communications and Media Authority（オーストラリア通信・メディア庁）のこと。オーストラリアにおける電気通信・電波管理・インターネット・放送の規制全般に係る責務を担う機関である。

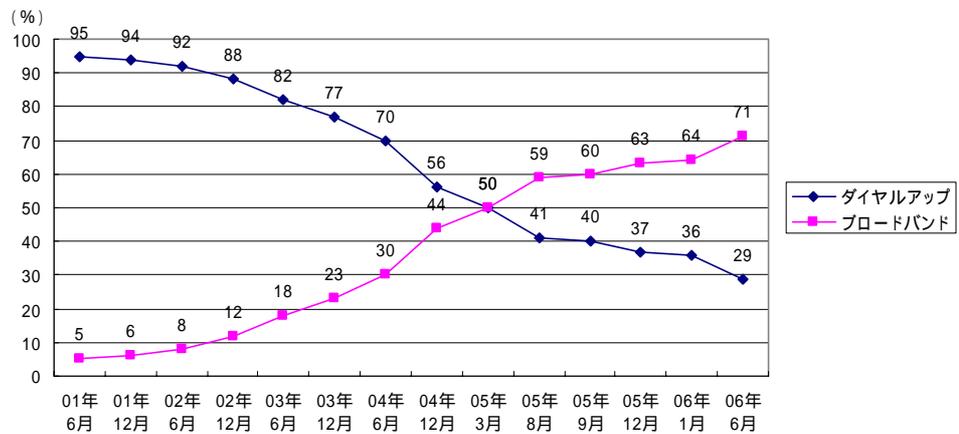
【図表1】インターネット対人口普及率（人口100人当たり：2005年12月）



(出典) OECD Communication Outlook 2007

もともと同国では、ダイヤルアップの割合が他国と比べて高く、ブロードバンドの普及が遅れ気味であったものの、2005年以降、ブロードバンドへの切替えに拍車がかかり、現在ではブロードバンドの割合がインターネット全契約の7割を超える状況^④(脚注)に至っている(【図表2】)。

【図表2】インターネット契約におけるブロードバンド回線の割合



(出典) Australian Government 「BROADBAND BLUEPRINT」(2006)

④ (脚注) 2007年3月時点のインターネット回線構成比は、「256kbps未満」(33%)、「256kbps以上512kbps」(22%)、「512kbps以上」(45%)という状況である。(出典) ACMA Communications Report 2006-07。なお、OECDの最新データによると、ブロードバンド回線普及率(人口100人当たり)は、日本を若干上回る状況(23.3%)である。(出典) OECD Broadband subscribers per 100 inhabitants, by technology, December 2007

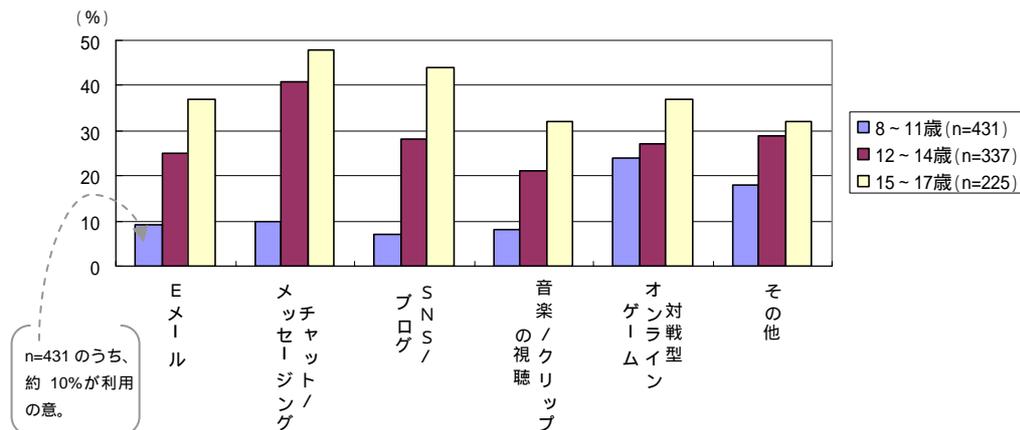
なお、携帯電話の普及状況について、普及率は107%、そのうち、3Gの普及率は23%という状況にある^{☞(脚注1)}。

2 - 2 児童・青少年のインターネット利用状況

児童・青少年が、インターネットで利用する主なサービス^{☞(脚注2)}は、Eメール、チャット/メッセージング、SNS/ブログ、音楽/クリップの視聴、対戦型オンラインゲーム等であるが、いずれも年齢に比例してその利用割合が高まる傾向にある(【図表3】参照)。

また、女子は男子に比べて、IM(インスタントメッセージ)やSNS等のコミュニケーション系サービスの利用割合が高い点に特徴がある(【図表4】参照)。

【図表3】インターネットの利用状況(年齢別/サービス別)



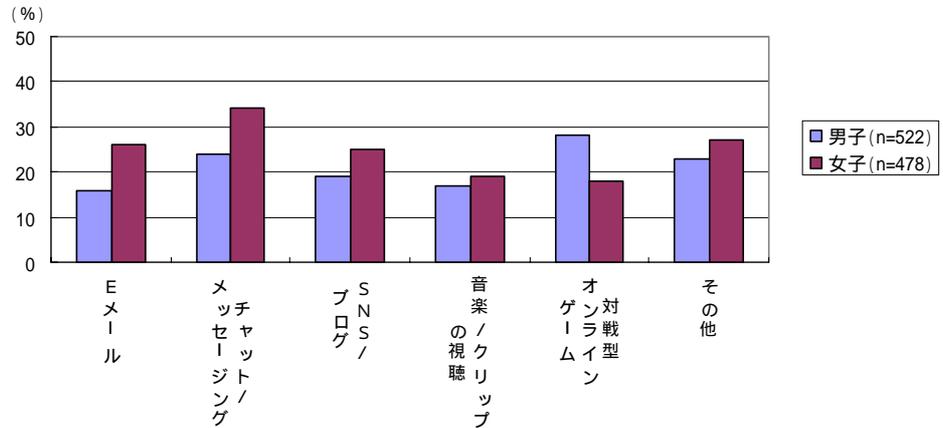
(出典) ACMA, Media and Communications in Australian Families 2007



^{☞(脚注1)} (出典) ACMA, Communications Report 2006-07 なお、Telstraは2008年4月、CDMA網を停止し、同社のHSDPA対応の3G網「Next-G網」にネットワークを統一した。

^{☞(脚注2)} 8歳から17歳の児童・青少年がインターネットの利用に費やす時間は、1日当たり約1時間15分であり、テレビ視聴時間は1日当たり平均約2時間との結果である。(出典) ACMA, Media and Communications in Australian Families 2007

【図表4】インターネットの利用状況（性別／サービス別）



(出典) ACMA, Media and Communications in Australian Families 2007

さらに、未成年(18歳未満)の39%が、インターネット(SNS上のプロフィール、自分自身のウェブサイト、ブログ等)において、自分自身の情報(プロフィールをはじめ、写真、作品、動画、音楽等)を掲載しており、とりわけ、14歳から17歳の男女についてみれば、女性の80%、男性の65%が、それらを公開しているとの結果も出ている^{④(脚注1)}。

なお、携帯電話について、8歳から17歳の児童・青少年が1日あたりに費やす時間は、通話(平均5分)、SMS等のメッセージング(平均12分)、インターネット/TVクリップ等(平均1分)との調査結果である^{④(脚注2)}。

2 - 3 オーストラリア政府の認識

2007年11月に実施された総選挙で、11年ぶりに政権を奪回したKevin Rudd党首率



^{④(脚注1)} 2005年以降、電子メールの利用が71%から60%に減少しているとの調査結果がある。この減少傾向について、政府は、SNSの増加、特にこれらのウェブサイトを通じたコミュニケーションが増加していることの裏付けといえると分析している。(出典) Australian eGeneration Report, Fifth Edition, Nielsen / NetRatings (2007)

^{④(脚注2)} (出典) ACMA, Media and Communications in Australian Families 2007。なお、現在、携帯電話よりもコンピューターの利用時間が相対的に長いことから、児童・青少年の違法・有害情報対策は後者に主眼が置かれているが、今後、3Gの普及が拡大するにつれ、携帯電話利用への対策の必要性が高まっていくものと思われる(筆者私見)。

いる労働党 (Australian Labor Party) は、その選挙公約の一つとして、「コンピューター・ネットワーク上の安全性確保」(Labor's Plan for Cyber-safety) を掲げていた。同公約では、インターネットの利用が拡大することに伴う児童・青少年への危険として主なものを指摘している (【図表5】参照) ^④(脚注)。

【図表5】児童・青少年が直面する問題

- ・他人の身元・身分に関する情報の盗用
- ・無許可による写真やビデオのインターネット上への公表
- ・コンピューター (及び / 又は) インターネットへの依存症
- ・インターネット上の閲覧履歴の追跡
- ・サイバーいじめ問題
- ・ウィルス、フィッシング攻撃の犠牲
- ・不注意による違法・有害コンテンツのダウンロード 等

(出典) Labor's Plan for Cyber-safety

3 インターネット上の違法・有害情報対策

諸外国における違法・有害情報対策は、立法、行政機関による規制活動、通信事業者・ISP等の事業者による自主的規制、NGO等の活動を中心とする総合的なアプローチがなされている点で共通しているといえる。

本章では、オーストラリアにおける、関連立法 (3-1)、行政機関の連携 (3-2)、自主規制、NGO等の活動 (3-3) について概観する。

3 - 1 関連立法

3 - 1 - 1 規制立法

オーストラリアにおける違法・有害情報対策に関わる規制立法のうち、中心となるのは、インターネット上のコンテンツを規制するための法律である「1992年放送法」(The Broadcasting Services Act 1992) である。

実際には「1999年放送サービス修正 (オンラインサービス) 法」(Broadcasting Services Amendment(Online Services) Act 1999) により、1992年放送法を改正する形 (附則5号を追加) で、インターネット上のサービスに対する規制の枠組みが規定



^④(脚注) 児童保護慈善団体であるChild Wise (後述17ページ参照) によると、10万以上のウェブサイトが児童ポルノを掲載し、毎週2万件以上の児童ポルノ画像が配信されている。(<http://www.australianit.news.com.au/story/0,24897,23021645-15306,00.html>)

されることになった。

さらに、2007年、「2007年通信改正（コンテンツサービス）法」（The Communications Legislation Amendment (Content Services) Act 2007 (Content Services Act)）が成立し、1992年放送法を改正する形（附則7号の追加と附則5号の改正）で、蓄積型のコンテンツサービスに限らず、チャットのようなライブコンテンツにも規制の適用が拡大されている[☞]（脚注）。

2007年通信改正（コンテンツサービス）法により改正された主な事項は次の通りである（【図表6】参照）。

【図表6】2007年通信改正（コンテンツサービス）法により改正された主な事項

1992年放送法 附則5号：Online Service	1992年放送法 附則7号：Content Service
<ul style="list-style-type: none"> ・ ACMAの権限として、オーストラリア国外にホスティングされているインターネット上のコンテンツが、禁止コンテンツ（あるいは潜在的な禁止コンテンツ）に該当すると判断する場合、 <ul style="list-style-type: none"> （1）そのコンテンツが極めて深刻なものであれば、ACMAは犯罪捜査のために司法当局に照会しなければならない。 （2）ACMAは、業界規約等（たとえばフィルタリングの適用）による処理手続きに従うようISPにそのコンテンツを通知しなければならない。 ・ ACMAは、ISP業界団体が作成する業界規約・標準に不備がある場合、それを作成する権限を有する。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止コンテンツ（あるいは潜在的な禁止コンテンツ）について、ACMAに対して苦情を申し立てることができる。 ・ ACMAは、禁止コンテンツ（あるいは潜在的な禁止コンテンツ）について以下の措置を採ることができる。 <ul style="list-style-type: none"> （1）ホスティングサービスの場合は、削除通知を発することができる。 （2）ライブコンテンツサービスの場合は、サービス停止通知を発することができる。 （3）リンクサービスの場合は、リンクの削除通知を発することができる。 ・ ACMAは、ISP業界団体が作成する業界規約・標準に不備がある場合、それを作成する権限を有する。等

（表注）2007年通信改正（コンテンツサービス）法により、1992年放送法の附則5号において規定されていたオーストラリア国内にホスティングされているコンテンツに対する規制は、新たにライブコンテンツに対する規制を追加した上で、それを附則7号として規定された。

そして、1992年放送法が定めるコンテンツ規制の枠組みは、国家格付規則



[☞]（脚注） インターネットのユーザーグループであるElectronic Frontiers Australiaによる「インターネットの自由を侵害するものであり、...中国、ビルマ、サウジアラビアのような言論弾圧のようである。」などのような批判もなされている。（出典）Heraldsun「Government porn filter to slow down the internet」（2007.12.31）
（<http://www.news.com.au/heraldsun/story/0,21985,22989008-662,00.html>）

(National Classification Code : NCC) ^④(脚注1) による4つの原則に表れている (【図表7】参照)。

【図表7】NCCに規定される4つの原則

1. 成人は自らが欲するものを読み、聞き、見ることができるべきである。
2. 未成年者は、彼らを傷つけ、困惑させるものから保護されるべきである。
3. 全ての人々が、自らが不快と感じる未承諾のコンテンツへ公開されることから守られるべきである。
4. 暴力、特に性的暴力を許容し、あるいは煽るような描写、屈辱的な方法による人の描写等、公共の懸念事項に注意を払う必要がある。

NCCにおけるこの原則は、オーストラリア連邦政府、州政府、地区政府の間で合意された原則であり、1995年格付法 (The Classification Act) ^④(脚注2) におけるコンテンツ格付の原則としても採用されている。

1995年格付法は、コンテンツをG (General) ランクからRC (Refuse Classification) ランクまで格付けることを定めている。また、ランク該当性の詳細な基準は、ガイドラインにより別途規定されている。

そして、このガイドラインは、一般国民、地域グループ、団体のメンバーとの協議により適宜見直され、連邦政府、州政府、地区政府により承認されなければならない (【コラム】欄参照)。

【コラム】コンテンツの格付について

1995年格付法により、Attorney-General's Department (オーストラリア検事総長事務局) は、「National Classification Scheme」(格付スキーム) を管理し、コンテンツの格付と新たなコンテンツサービスの格付の原則を策定する。

National Classification Schemeとは、独立委員会であるClassification Board (格付委員会) がフィルム (ビデオ、DVD含む)、コンピューターゲーム、出版物を格付するためのスキームである。

Classification Boardの役割は、関連立法と格付ガイドラインを適用することにより、具体的な格付を決定することである。格付には、G、PG、M、MA15+、RC、



^④(脚注1) 「Classification」は、rating (レイティング)、labelling (ラベリング) を包含する用語として用いられており、本稿では「格付」の意として取り扱うこととする。(出典) ACMA 「Developments in Internet Filtering Technologies and Other Measures for Promoting Online Safety (2007)

^④(脚注2) 正式には、The Classification (Publications, Films and Computer Games) Act 1995。

R18+、X18+がある。たとえば、RC (Refused classification) に格付されたものはオーストラリア国内では、合法的に展示、販売、入手することができないものとされる(【図表8】参照)。

【図表8】格付の説明

分類	内容	分類	内容
G (General)	一般的に閲覧可能。	R18+ (Restricted to 18 and over)	18歳以上限定。暴力的表現あり。
PG (Parental Guidance recommended)	子供への説明のため保護者への説明が必要。	X18+ (Restricted to 18 and over)	18歳以上限定。性的表現あり。
M (recommended for Mature audiences)	成人に近い判断力、見方ができることが必要。	RC (Refused classification)	オーストラリア国内では販売入手禁止。
MA15+ (must be accompanied by a parent or adult)	15歳未満は保護者の同伴が必要。		



仮に禁止コンテンツ(あるいは潜在的な禁止コンテンツ)^{④(脚注)}がオーストラリアにホスティングされている場合、National Classification Schemeに基づき、ACMAはコンテンツプロバイダーにコンテンツを削除する指示を出すことになる。

また、ホストが海外にある場合、ACMAは、業界団体であるIIA (Internet Industry Association) の業界規約 (Codes of Practice) に基づきフィルタリングを提供している事業者等に対し、該当コンテンツを通知する。それにより、該当コンテンツがフィルターによりブロックされることとなる。

苦情を受けたコンテンツが、児童ポルノのように極めて深刻なものであれば、ACMAは犯罪捜査のために司法当局に照会する。さらに、当該コンテンツが、各国のホットライン機関によって構成される国際団体であるINHOPE (The Association of Internet Hotline Providers in Europe) に加盟している国の管轄下にある場合、そのコンテンツを削除するよう該当国のホットラインに通知する。INHOPEに加盟している国の管轄下でない場合は、AFP (Australian Federal Police : オーストラリア連邦警察) に対し、Interpol (国際刑事警察機構) を通じて関連する警察機関に通知するよう要請する。



④(脚注) 「潜在的な禁止コンテンツ」とは、Classification Board により、X18+もしくはRCに格付されている、あるいはされる見込みのあるもの、オーストラリア国内にホスティングされているコンテンツの場合、R18+に格付されるものの一部である。

3 - 1 - 2 刑罰法規

オーストラリアの刑法は、インターネット上に公開する目的で児童ポルノを所持、製作する場合と、児童ポルノの情報にアクセスし、伝送し、入手するためにインターネットを利用する場合等を処罰の対象としている（【図表9】参照）。

【図表9】刑罰法規

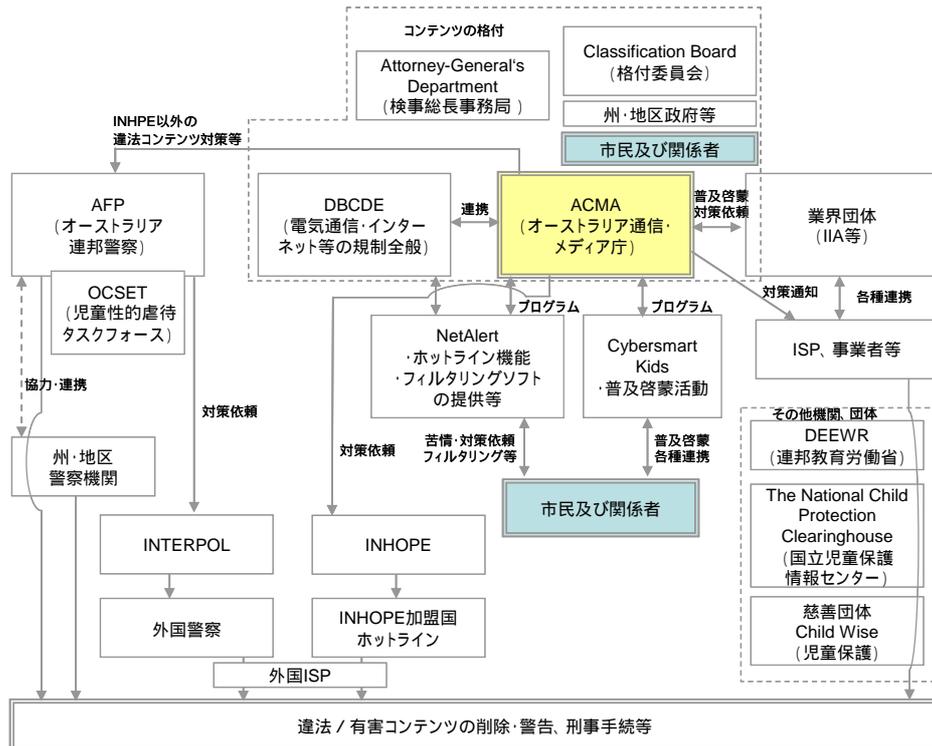
- ・ インターネット上に公開する目的で児童ポルノを所持、製作する場合と、児童ポルノの情報にアクセスし、伝送し、入手するためにインターネットを利用する場合、最大10年の懲役が科せられる。
- ・ ISPやコンテンツホストは、AFPに対し違反の詳細を通報する義務があり、その義務に違反すると、ISPやコンテンツホストに対し罰金が科せられる。
- ・ 16歳未満の少年少女に対する売春、小児性愛行為（groom）にインターネットを利用する場合、12年から15年の懲役が科せられる。
- ・ おどし、嫌がらせ、迷惑行為、暴力行為の助長、人種、宗教に基づく誹謗中傷をインターネットで行う場合も対象となる。
- ・ オンラインいじめにも適用される。

州法と特別地域法は、それぞれ刑罰を定めている。

3 - 2 行政機関の連携

ACMAのほか、AFP（Australian Federal Police：オーストラリア連邦警察）や、電気通信・電波管理・インターネット・放送の規制全般を担うDBCDE（The Department of Broadband Communications and the Digital Economy）等が、相互補完しあいインターネット上の違法・有害情報対策を行っている（【図表10】参照）。

【図表10】行政機関の連携



（各種情報に基づき KDDI 総研作成）

本節では、ACMAを中心にインターネット上の違法・有害情報から児童・青少年を保護するための取組みを紹介する。

3 - 2 - 1 ACMAの取組み

ACMAは、前述した禁止コンテンツ（あるいは潜在的な禁止コンテンツ）^{④（脚注1）}に対する対処のほか、NetAlert とCybersmart Kidsというブランド名を持つインターネット上の違法・有害情報から児童・青少年を保護するための各種プログラム、苦情受付のホットラインを実施・運営している。

（1） NetAlert

NetAlertは、各家庭でインターネットの安全を確保することを目的とするプログラムで、政策立案当局であるACMAと規制全般を担うDBCDEが連携して責務を担っている。

ACMAは、NetAlertを通じて、研修プログラムの展開、教育と教材の向上、インターネットの安全性に関する最新動向調査等を実施し、また専門の指導員を学校、地域社会に派遣し、保護者、教師、児童・青少年に対する普及啓蒙活動を行っている。州や連邦政府の警察、教育部門、さらに各国の機関（NetSafe（NZ）、Childnet International（英国）、the Child Exploitation and Online Protection Centre（英国））等とも連携し、活動を推進している。

他方、DBCDEは、全家庭に無料のインターネットのフィルタリングソフトを提供するThe National Filter Scheme^{⑤（脚注2）}の運営等（【図表11】参照）を行っている。



^{④（脚注1）} 8ページ【コラム】欄参照

^{⑤（脚注2）} The National Filter Schemeは、保護者に無料のパソコン用フィルターを提供し、ISPに対するコンテンツフィルターの導入に対する助成を行うことを目的とする。

オーストラリアにおける
児童・青少年保護を目的とする
インターネット上の違法・有害情報対策

【図表11】 NetAlertのポータルサイト



(2) Cybersmart Kids

Cybersmart Kids[㊦] (脚注) は、ウェブサイト上で、児童・青少年の保護者と教育関係者にインターネットの安全性に関わる情報・アドバイスを提供するポータルサイトである。SNSや携帯電話のコンテンツ等、新たに発生する問題も随時反映している (【図表12】参照)。

【図表12】 Cybersmart Kidsのポータルサイト



㊦ (脚注) ACMAは、このほかCybersmart Detectives (サイバースマート探偵) というプログラムを運営している。これは、連邦・州警察、教育機関等と協力し、ゲーム感覚による実地体験を活用して、インターネットの安全性に関する普及啓蒙を図る活動である。
(<http://www.cybersmarkkids.com.au/CybersmartDetectives.htm>)

(3) ホットライン

ACMAは、禁止コンテンツ（あるいは潜在的な禁止コンテンツ）についての苦情を受け付けるホットラインを運営している。ACMAは、ホットラインからの苦情を受け、必要な対処措置を行う（8ページ【コラム】欄参照）^④（脚注）。

3 2 - 2 その他の機関

(1) DEEWR (Department of Education, Employment and Workplace Relations : 連邦教育労働省)

DEEWR (Department of Education, Employment and Workplace Relations : 連邦教育労働省) は、covert bullying (隠れたネットいじめ) に関する2つの調査プロジェクトを実施している。1つは、covert bullyingを導く主要因とその取扱いに対する戦略の立案、そしてもう1つは、実践的な解決方法を発展させるために、生徒、保護者、教師の体験を収集するプロジェクトである。

(2) The National Child Protection Clearinghouse (国立児童保護情報センター)

The National Child Protection Clearinghouse (国立児童保護情報センター) は、児童虐待問題の対策機関であるAustralian Council for Children and Parenting (オーストラリア児童と保護者協議会) の支援を受け、Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs (家族・住宅・コミュニティサービス・先住民省) によって設立されたものである。同情報センターは、インターネットを利用する児童・青少年の保護者のために、インターネットの安全性に関する情報とガイドライン等を提供している。

(3) OCSET (Online Child Sex Exploitation Team)

AFP (オーストラリア連邦警察) 内に、Online Child Sex Exploitation Team (OCSET) と呼ばれるユニットが設立され、児童ポルノに関する調査や国内国外の調整の役割を担っている。



^④（脚注） ACMAの報告によれば2007年の苦情受付件数は、約770件である。
(http://www.acma.gov.au/WEB/STANDARD/pc=PC_90105)

3 - 3 自主規制、NGO等の活動

3 - 3 - 1 IIA (Internet Industry Association)

IIAは、通信事業者、ISP、コンテンツプロバイダー、SI (System Integrator)、Eコマース事業者、メーカー等、インターネットに関連するすべての企業が参加できる業界団体であり、参加企業は200社を超えている。コンテンツ、個人情報保護、Spamメール等、インターネットに係る業界規約を策定する。たとえば、IIAが定めた業界規約に基づき、ACMAは、禁止コンテンツが海外にホスティングされている場合、フィルタリングの提供事業者等に該当コンテンツを通知し、該当コンテンツをフィルタリングの対象とすることでブロックさせることとしている。

3 - 3 - 2 Telstra財団

2008年2月、オーストラリアの主要通信事業者であるTelstraが拠出するTelstra財団は、児童・青少年のオンラインいじめ撲滅に向け、合計200万オーストラリアドル(約2億)^①を提供する支援プログラム「Cyber Safety Grants」を立ち上げた。この支援プログラムは、オンラインいじめ、インターネット依存、身元・身分に関する情報の窃盗等の脅威に対するインターネットの安全確保に取り組む団体に対し、補助金を交付するものである。補助金の対象となる団体・活動は、2008年6月に発表予定とされている。

3 - 3 - 3 Child Wise

オーストラリアにおける児童保護慈善団体であるChild Wise^②は、性的虐待および性的搾取から児童・青少年を保護するための活動を推進し、児童・青少年保護のための支援の提供、啓蒙活動、性的虐待・搾取の軽減活動等に取り組んでいる。

4 まとめ

オーストラリアにおける違法・有害情報対策は、立法、行政機関による規制活動、通信事業者・ISP等の事業者による自主的規制、NGO等の活動をまとめると次の通



①(脚注1) 1オーストラリアドル = 100.60円 (東京市場TTMレート 2008年6月2日)

②(脚注2) <http://www.childwise.net/index.php>

りである（【図表13】参照）。

【図表13】インターネット上の違法・有害情報対策まとめ

1.関連立法	
規制立法	違法・有害情報対策に関わる規制立法のうち、中心となるのは、インターネット上のコンテンツを規制するための法律である「1992年放送法」。インターネット上の蓄積型のコンテンツサービス、チャットのようなライブコンテンツにも規制がなされる。1995年格付法により、コンテンツは、G、PG、M、MA15+、RC、R18+、X18+の格付けがなされ、1992年放送法により、政府機関（ACMA等）は違法・有害な情報に対し、適切な措置（削除措置の実施等）を行うことが認められている。
刑罰法規	インターネット上に公開する目的で児童ポルノを所持、製作する場合と、児童ポルノの情報にアクセスし、伝送し、入手するためにインターネットを利用する場合、最大10年の懲役が科せられる等、の刑罰規定がある。
2.行政機関の連携	
ACMAの取組み	ACMAは、禁止コンテンツ（あるいは潜在的な禁止コンテンツ）に対する対処のほか、NetAlert とCybersmart Kidsというブランド名を持つインターネット上の違法・有害情報から児童・青少年を保護するための各種プログラム、苦情受付のホットラインを実施・運営。
NetAlert	<ul style="list-style-type: none"> ・研修プログラムの展開 ・教育と教材の向上 ・インターネットの安全性に関する最新動向調査 ・専門の指導員を学校、地域社会への派遣、保護者、教師、児童・青少年に対する普及啓蒙活動 ・全家庭に無料のインターネットのフィルタリングソフトを提供
Cybersmart Kids	ウェブサイト上で、児童・青少年の保護者と教育関係者にインターネットの安全性に関わる情報・アドバイスを提供
ホットライン	ACMAは、禁止コンテンツ（あるいは潜在的な禁止コンテンツ）についての苦情を受け付けるホットラインを運営。ACMAは、ホットラインからの苦情を受け、必要な対処措置をとる。
その他の機関	
DEEWR（連邦教育労働省）	covert bullying（隠れたネットいじめ）に関する2つの調査プロジェクトを実施している。
国立児童保護情報センター	同情報センターは、インターネットを利用する児童・青少年の保護者のために、インターネットの安全性に関する情報とガイドライン等を提供している。
OCSET	Online Child Sex Exploitation Team。児童ポルノに関する調査や国内国外の調整の役割を担っている。
3.自主規制、NGO等の活動	
IIA	<ul style="list-style-type: none"> ・業界規約の策定等 ・ACMAと連携し、違法・有害コンテンツに対する対応をとる。
Telstra財団	児童・青少年のオンラインいじめ撲滅のための活動を行う団体に支援金を提供するプログラムを実施。
Child Wise	性的虐待および性的搾取から児童・青少年を保護するための活動を推進し、児童・青少年保護のための支援の提供、啓蒙活動、性的虐待・搾取の軽減活動等

（KDDI総研作成）

 執筆者コメント

2008年4月25日、わが国で進められている「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の中間報告が公表されたところである^①。

同検討会では、国が、特定のコンテンツを違法・有害な情報と認定した場合、削除等の必要な措置を行えることを内容とする立法の可能性も検討されていた。しかし、増田総務大臣の「総務省としては、直接国が何らかの線引きをするよりも、できれば第三者機関が判定するような形にして、これに対し何らかの手段を講じる形が自然ではないかと思う」^②というコメントからもわかるとおり、中間報告の段階では、結果として第三者機関による自主的規制を尊重するとの方向性が打ち出され、立法による規制は今後の検討事項とされることになった。

いかなる違法・有害情報対策がその国に相応しいのかという課題は、一義的に解決できる問題ではない。表現の自由との関係でも、さらには、その国の歴史、文化、法制度、ひいては国民感情等様々な要素の影響を受けるという点からも非常にセンシティブな課題である。

わが国は、少なくとも現時点では、第三者機関による自主的規制を尊重する手法を採用したものであるが、立法による強度の規制に対する批判の大きさを加味すれば、現時点での妥当な落ち着きどころと評価できるであろう。当面、違法・有害情報から児童・青少年を保護するという目的を達成するための第三者機関の自主規制の取組みが大いに期待されるところである。

この点、オーストラリアにおいては、立法により違法・有害情報の格付が実施され、特定のコンテンツが違法・有害情報と認定されれば、関係機関が当該コンテンツの削除を行う等必要な措置を採ることを認めている。その意味で、オーストラリアは、日本よりも、国家が表現の自由に介入する度合いが強いという特徴を有しているといえる。

オーストラリアにおける違法・有害情報対策は、わが国における立法の在り方を検討する上で、少なからず参考になるものと思われる。



^①(脚注1) (出典)総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_illegal/index.html

^②(脚注2) (出典) <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0805/01/news108.html>

 出典・参考文献

本文中記載の出典・参考文献のほか、以下の文献を参照。

ACMAホームページ (<http://www.acma.gov.au/>)

DBCDEホームページ (<http://www.dbcde.gov.au/>)

AFPホームページ (<http://www.afp.gov.au/home.html>)

IIAホームページ (<http://www.ii.net.au/>)

オーストラリア法律検索サイト (<http://www.comlaw.gov.au/>) 等

【執筆者プロフィール】

氏 名 : 藤崎 太郎 (ふじさき たろう)

専 門 : 米州・大洋州の通信市場に関する調査研究

最近の主なレポート:

「米国 ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制について」(KDDI総研 R&A 2008年3月号)

(http://www.kddi-ri.jp/ja/r_a/pdf/KDDI-RA-200803-01-PRT.pdf)

E-mail : ta-fujisaki@kddi.com